

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 71 号

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(土地所有者等の責務)</p> <p>第 6 条の 2 土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正な処理が行われなければならないよう努めなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第 19 条 知事は、廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 5 第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 74 号。第 4 項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号トに該</p>	<p>(土地所有者等の責務)</p> <p>第 6 条の 2 土地（盛岡市の区域にある土地を除く。この項及び次項において同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正な処理が行われなければならないよう努めなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第 19 条 知事は、廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 5 第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくはこの条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例（第 4 項において「盛岡市条例」という。）若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 74 号。第 4 項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号トに該</p>

当する者とする。

- (1) [略]
- (2) 第20条第7項、第20条の3第1項又は第23条第3項の規定による命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「廃棄物処理法等」と総称する。）若しくはこの条例の規定、廃棄物処理法等若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者
- (4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。）を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。）
- (5) 廃棄物処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し法令（廃棄物処理法等を除く。）若しくは条例（この条例及び県外搬入事前協議条例を除く。）の規定に違反して罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待す

当する者とする。

- (1) [略]
- (2) 第20条第7項、第20条の3第1項若しくは第23条第3項の規定又はこれらの規定に相当するものとして規則で定める盛岡市条例の規定による命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「廃棄物処理法等」と総称する。）の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者
- (4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例若しくは盛岡市条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。）を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。）
- (5) 廃棄物処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し法令（廃棄物処理法等を除く。）若しくは条例（この条例及び盛岡市条例並びに県外搬入事前協議条例を除く。）の規定に違反して罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確

<p>ることができないと認められるもの (6)～(8) [略] (指導及び助言) 第32条 [略]</p>	<p>な業務の遂行を期待することができないと認められるもの (6)～(8) [略] (指導及び助言) 第32条 [略] <u>(適用除外)</u> 第32条の2 盛岡市の区域については、第2章の2及び前3章の規定は、適用 <u>しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。